別記様式第九（第７条関係）

退職すべき期日の変更通知書

年　　月　　日

……殿

（各省各庁の長等）

……印

貴殿の退職すべき期日は、国家公務員退職手当法施行令第９条の８第２項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年　　月　　日
	変更後	年　　月　　日
変更同意日		年　　月　　日

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（別記様式第七）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（別記様式第八）に記載されている年月日を記入すること。

○総務省令第五十九号

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百五十八号）の施行に伴い、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日　　総務大臣　新藤　義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「各省各庁の長等又はその委任を受けた者」を「法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等」に改める。

第四条中「第九条の五」を「第九条の九」に改める。

第六条の二第一号、第二号及び第六号を次のように改める。

一　法第五条第一項第二号に規定する者

二　法第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

六　施行令第三条各号（第一号及び第二号を除く。）に掲げる者

別記様式第一（別紙）を次のように改める。

別記様式第１（別紙）

⑰退職事由
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】

所属庁等の長記載欄	退職者記載欄	退職の事由	※公共職業安定所記載欄
		1　定年又は任期満了によるもの	
□		(1)　定年による退職（定年　　歳）	
□		(2)　任期満了による退職	
		2　所属庁等の長からの働きかけ等によるもの	
□		(1)　懲戒免職等処分	
□		(2)　国家公務員法第76条の規定による失職（同法第38条第１号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職	
□		(3)　国家公務員法第76条の規定による失職（同法第38条第１号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職	
□		(4)　国家公務員法第78条第２号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
□		(5)　国家公務員法第78条第１号又は第３号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
□		(6)　国家公務員法第78条第４号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、自衛隊法第42条第４号又は国会職員法第11条第１項第４号の規定による免職の処分	
□		(7)　国家公務員退職手当法第８条の２第５項に規定する認定を受けて同条第８項第３号に規定する退職すべき期日に退職	
□		(8)　国家公務員退職手当法施行令第３条各号（第１号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第２号を除く。）に掲げる者	
□		3　公務上の傷病による退職	
□		4　職員の個人的な事情に起因する退職	
	□	(1)　職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	□	(2)　妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	□	(3)　家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため	
	□	(4)　配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	□	(5)　転居により通勤困難となったため（新住所：　　）	
	□	(6)　その他（具体的に　　）	
□		5　その他（１－４のいずれにも該当しない場合）	

具体的事情記載欄（所属庁等の長用）